

様式第1号

06 静保保清看第416号  
令和6年6月12日

静岡市長 殿

[設置者の名称] 静岡市

[代表者の役職] 静岡市長 [代表者の氏名] 難波 喬司

大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	静岡市立清水看護専門学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・専門学校)
大学等の所在地	静岡県静岡市清水区宮加三 1221 番地の 5
学長又は校長の氏名	学校長 上牧 務
設置者の名称	静岡市
設置者の主たる事務所の所在地	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
設置者の代表者の氏名	静岡市長 難波 喬司
申請書を公表する予定のホームページアドレス	<a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8764/s003499.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8764/s003499.html</a>

※ 以下のいずれかの□にレ点(☑)を付けて下さい。

確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第1項に基づき確認申請書を提出します。

更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第3項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点(☑)を付けて下さい。

この申請書(添付書類を含む。)の記載内容は、事実に相違ありません。

確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律(以下「大学等修学支援法」という。)に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	清水看護専門学校・井上	054-336-1136	smz-kango@city.shizuoka.lg.jp
第2号の1	清水看護専門学校・井上	054-336-1136	smz-kango@city.shizuoka.lg.jp
第2号の2	清水看護専門学校・井上	054-336-1136	smz-kango@city.shizuoka.lg.jp
第2号の3	清水看護専門学校・井上	054-336-1136	smz-kango@city.shizuoka.lg.jp
第2号の4	清水看護専門学校・井上	054-336-1136	smz-kango@city.shizuoka.lg.jp

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☑）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	静岡市立清水看護専門学校
設置者名	静岡市

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	30単位 735時間	9単位 240時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

講義要綱冊子及び資料を作成し、ホームページに示している。

ホームページアドレス：<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8764/s003502.html>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	静岡市立清水看護専門学校
設置者名	静岡市

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	静岡市立清水看護専門学校教育課程編成会議
役割	静岡市立清水看護専門学校に係る教育課程の編成について、看護分野に関する専門的な知見からの意見を聴取し、もって同校の看護基礎教育の水準の向上を図る。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
現職	令和5年4月1日から 令和7年3月31日	公益社団法人 静岡県看護協会常務理事
現職	令和5年4月1日から 令和7年3月31日	一般社団法人 静岡県訪問看護ステーション 協議会 会長
現職	令和5年4月1日から 令和7年3月31日	静岡市立清水病院 看護部長
現職	令和5年4月1日から 令和7年3月31日	静岡県立大学 看護学部看護学科 講師
(備考)		

## 様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	静岡市立清水看護専門学校
設置者名	静岡市

### ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

各講義の目標及び概要、講義項目、評価方法、受講生への要望、その他の事項を記載した講義要綱を担当教員が作成しており、毎年度開始時に静岡市ホームページで公表している。

(学生・教職員の配付を令和6年度より中止し、ホームページを確認するよう説明している)

授業計画書の公表方法 <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8764/s003502.html>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

成績評定や各授業科目の単位認定は、静岡市立看護専門学校学則において定めており、学科試験及び実習評価による成績評価の基準は、静岡市立清水看護専門学校成績評定に関する内規で定めている。学則及び内規に基づき、運営委員会で進級認定や卒業認定を行っている。

また、学則及び内規は学生便覧へ掲載し、静岡市ホームページで公表している。(学生・教職員に令和6年度より紙配付を中止し、ホームページを確認するよう説明している)

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

客観的な指標として、各科目の成績評定に GP (Grade Point) を付与し、単位数を積算したものの総和を履修単位数で割って平均した値を GPA とすることとした。

ただし、履修を中止した科目及び既修得単位は算出対象から除く。

点 数	評定	グレードポイント
100点 ~ 90点	S	4
90点未満 ~ 80点	A	3
80点未満 ~ 70点	B	2
70点未満 ~ 60点	C	1
60点未満	D	0
欠席又は棄権及び履修時間数の不足		

$$G P A = \frac{(科目のグレードポイント \times 単位数) の和}{履修総単位数}$$

客観的な指標の算出方法の公表方法 <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8764/s003502.html>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

ディプロマポリシー（令和4年度入学生より適用）を次の通り定めている。

『気づく力』: 看護師として成長する力

- ・社会が求める看護師への期待や役割に関心を寄せる
- ・看護師になる人として自己の成長を表現している
- ・自己の体験に基づいて看護を探求している

『考える力』: 情報と知識を結び根拠に基づく看護を計画できる力

- ・対象のねがいに寄り添い、目標・手段を設定している
- ・その時その場の状況や状態を判断して予測している

『行動する力』: 看護の目標の実現に向けて責任をもって取り組む力

- ・看護を実施するために他者に論理的に説明し協力を得ている
- ・実施した看護が対象のねがう生活につながっていたのか検証している

必修科目 109 単位・3060 時間を全て履修していることを卒業要件としている。

また、同基準を鑑みて運営委員会に諮ることとしている。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラムについては、静岡市ホームページで公表している。

卒業の認定に関する方針の公表方法 <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8764/s003502.html>

## 様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	静岡市立清水看護専門学校
設置者名	静岡市

### 1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

### 2. 教育活動に係る情報

#### ①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士	
医療		専門課程	看護学科	○		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類			
			講義	演習	実習	
3年	昼	3060 時間／109 単位	1950 時間 76/単位	75 時間 3/単位	1035 時間 30/単位	0 時間 0/単位
			単位時間／単位			
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
120人		107人	0人	12人	127人	139人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）																			
(概要) 各講義の目標及び概要、講義項目、評価方法、受講生への要望、その他の事項を記載した講義要綱を担当教員が作成しており、毎年度開始時に学生及び教職員へ配付を行い、静岡市ホームページで公表している。																			
成績評価の基準・方法																			
(概要)																			
客観的な指標として、各科目の成績評定にGP (Grade Point) を付与し、単位数を積算したものの総和を履修単位数で割って平均した値をGPAとすることとした。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>点 数</th> <th>評定</th> <th>グレードポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100点～90点</td> <td>S</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>90点未満～80点</td> <td>A</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>80点未満～70点</td> <td>B</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>70点未満～60点</td> <td>C</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>60点未満</td> <td rowspan="2">D</td> <td rowspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>欠席又は棄権及び履修時間数の不足</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(科目のグレードポイント×単位数) の和 G P A = _____ 履修総単位数</p>	点 数	評定	グレードポイント	100点～90点	S	4	90点未満～80点	A	3	80点未満～70点	B	2	70点未満～60点	C	1	60点未満	D	0	欠席又は棄権及び履修時間数の不足
点 数	評定	グレードポイント																	
100点～90点	S	4																	
90点未満～80点	A	3																	
80点未満～70点	B	2																	
70点未満～60点	C	1																	
60点未満	D	0																	
欠席又は棄権及び履修時間数の不足																			

## 卒業・進級の認定基準

### (概要)

ディプロマポリシー（令和4年度入学生より適用）を次の通り定めている。

#### 『気づく力』：看護師として成長する力

- ・社会が求める看護師への期待や役割に関心を寄せる
- ・看護師になる人として自己の成長を表現している
- ・自己の体験に基づいて看護を探求している

#### 『考える力』：情報と知識を結び根拠に基づく看護を計画できる力

- ・対象のねがいに寄り添い、目標・手段を設定している
- ・その時その場の状況や状態を判断して予測している

#### 『行動する力』：看護の目標の実現に向けて責任をもって取り組む力

- ・看護を実施するために他者に論理的に説明し協力を得ている
- ・実施した看護が対象のねがう生活につながっていたのか検証している

これに基づきカリキュラム編成を行い、必修科目 109 単位・3060 時間を全て履修していることを卒業要件としている。

また、同基準を鑑みて運営委員会に諮ることとしている。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラムについては、静岡市ホームページで公表している。

進級の認定基準は、成績評定や各授業科目の単位認定について、静岡市立看護専門学校学則において定めており、学科試験及び実習評価による成績評定の基準は、静岡市立清水看護専門学校成績評定に関する内規及び静岡市立清水看護専門学校欠席・欠課・遅刻及び早退に関する内規で定めている。

学則及び内規に基づき、運営委員会（進級認定会議）に諮っている。

## 学修支援等

### (概要)

学年担当制を用いて、学生個々の学修状況を把握し支援している。看護技術の習得を目指し、少人数を担当するチューター制度を活用しながら支援している。国家試験対策では、国家試験対策委員を中心に主体性を大切に支援している。国家試験対策支援サービスも活用している。

学生相談では、臨床心理士によるカウンセリングを実施している。

## 卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
45人 (100%)	1人 ( 2 %)	43人 ( 96%)	1人 ( 2 %)

### (主な就職、業界等)

静岡市立清水病院などの静岡市内総合病院

### (就職指導内容)

主たる実習病院と連携し、キャリア講座を2・3年生を対象に各1回実施。

採用状況の変化に伴い就職説明会を2年生1回、1年生1回実施。

学年担当が個別面談を行いながら就職相談に応じている。

また、看護師募集の情報を、図書室前に設置し、自由に閲覧できるようにしている。

### (主な学修成果（資格・検定等）)

看護師国家試験の受験資格

保健師学校、助産師学校への受験資格

看護系大学編入の受験資格

職業実践専門課程 専門士（医療専門課程）の称号

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
115人	2人	1.7%
(中途退学の主な理由)		
進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
学校カウンセリングの開催、学年担当による学生支援、定期的な面接、随時面接、必要に応じて保護者との情報交換、学習支援、奨学金や授業料減免など情報提供		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	0 円	172,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページアドレス <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8764/s003495.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8764/s003495.html</a>															
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 静岡市立清水看護専門学校に係る自己点検・自己評価結果について、看護分野に関する専門的な知見からの意見を聴取するとともに、保護者の意見を把握し、教育活動および学校運営の改善を図る。 委員定数：4人以内 委員構成：1看護関係団体を代表する者、2生徒の保護者、3市職員 評価項目：1教育理念・目標、2学校運営、3教育活動、4卒業・就業・進学 5学生支援、6教育環境、7学生募集、8財務、9法令等の遵守 10社会貢献・地域貢献、11国際交流、12教育力の向上 評価結果を受けて自己点検・自己評価委員会でその年度に取り組む改善点を明確にし、改善計画を立案、実施している。															
学校関係者評価の委員 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>任期</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益社団法人静岡県看護協会常務理事</td> <td>令和6年4月 1日から 令和7年3月 31日まで</td> <td>看護関係団体を代表する者</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人静岡県訪問看護ステーション協議会会長</td> <td>令和6年4月 1日から 令和7年3月 31日まで</td> <td>看護関係団体を代表する者</td> </tr> <tr> <td>静岡市立清水病院看護部長</td> <td>令和6年4月 1日から 令和7年3月 31日まで</td> <td>市職員</td> </tr> <tr> <td>静岡市立清水看護専門学校後援会会長</td> <td>令和6年4月 1日から 令和7年3月 31日まで</td> <td>生徒の保護者</td> </tr> </tbody> </table>	所属	任期	種別	公益社団法人静岡県看護協会常務理事	令和6年4月 1日から 令和7年3月 31日まで	看護関係団体を代表する者	一般社団法人静岡県訪問看護ステーション協議会会長	令和6年4月 1日から 令和7年3月 31日まで	看護関係団体を代表する者	静岡市立清水病院看護部長	令和6年4月 1日から 令和7年3月 31日まで	市職員	静岡市立清水看護専門学校後援会会長	令和6年4月 1日から 令和7年3月 31日まで	生徒の保護者
所属	任期	種別													
公益社団法人静岡県看護協会常務理事	令和6年4月 1日から 令和7年3月 31日まで	看護関係団体を代表する者													
一般社団法人静岡県訪問看護ステーション協議会会長	令和6年4月 1日から 令和7年3月 31日まで	看護関係団体を代表する者													
静岡市立清水病院看護部長	令和6年4月 1日から 令和7年3月 31日まで	市職員													
静岡市立清水看護専門学校後援会会長	令和6年4月 1日から 令和7年3月 31日まで	生徒の保護者													
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページアドレス <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8764/s003495.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8764/s003495.html</a>															
第三者による学校評価 (任意記載事項)															

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

ホームページアドレス <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8764/s003496.html>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H122210000083
学校名（○○大学 等）	静岡市立清水看護専門学校
設置者名（学校法人○○学園 等）	静岡市

#### 1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		9人	9人	9人
内訳	第Ⅰ区分	6人	5人	
	第Ⅱ区分	3人	2人	
	第Ⅲ区分	0人	2人	
	第Ⅳ区分	0人	人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				9人
（備考）				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

#### 2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（1）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

（2）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		0人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)		0人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況		0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当		0人	人	人
計		0人	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	人	後半期

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)		0人	人	人
G P A等が下位4分の1		1人	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		0人	人	人
計		1人	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。